

被保険者各位

住友金属健康保険組合

東日本大震災に係る健康保険一部負担金等の特例措置について

震災により被害を受けた方で、下記免除対象者に該当する場合は、医療費の一部負担金（医療機関等の窓口で支払う額）や入院時食事療養費（65歳以上は入院時生活療養費）に係る標準負担額等（以下「一部負担金等」という。）については、支払猶予の措置が取られておりましたが、申請手続きを取ることで、支払いが免除されることとなりました。

記

1. 免除対象者

(1) 及び(2)のいずれにも該当する方

(1) 特定被災区域（別紙参照 ※1）に居住している又は居住していた

(2) 次のいずれかに該当する方

- ① 家屋が全半壊又は全半焼した
- ② 主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である
- ④ 長期避難世帯(別紙参照 ※2)である
- ⑤ 福島原発の避難指示地域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された（別紙参照 ※3）

2. 免除措置の期限

平成23年3月11日～平成24年2月29日

（入院時の食事療養・生活療養の標準負担額については、平成23年8月31日までの予定）

但し、上記1(2)④⑤に該当する場合は、平成24年2月29日までの間において当該指示が解除されるまで

3. 免除申請手続き

被保険者（被扶養者）

「健康保険一部負担金等免除申請書」を健康保険組合へ提出

●添付書類（写しでも可）

- ・ 1.(2)①：罹災証明書等
- ・ 1.(2)②：死亡診断書又は医師の診断書等
- ・ 1.(2)③：警察等に行方不明に関する届出をしていることが確認できるもの
- ・ 1.(2)④：市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」
- ・ 1.(2)⑤：避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

健康保険組合

「健康保険一部負担金等免除証明書」を交付

- 被保険者(被扶養者) ★ 医療機関等の窓口で「健康保険一部負担金等免除証明書」と「被保険者証」を提示
⇒ 一部負担金等が免除になります
※ 但し、平成23年6月末日までは「健康保険一部負担金等免除証明書」がなくても、医療機関等の窓口で上記1. 免除対象者に該当する旨を申し出れば免除になります。

4. その他

一部負担金等の免除に該当する方が、既に一部負担金等を医療機関等の窓口で支払っている場合は、健康保険組合に申し出て「健康保険一部負担金等還付申請書」に必要な書類を添付し、申請をして還付を受けてください。(給与合算にて支給)

以 上

※1 特定被災区域は、災害救助法の適用市町村（東京都を除く）と被災者生活再建支援法の適用市町村が該当します。具体的には以下の市町村です。

- 青森県・・・八戸市、三沢市、三戸郡階上町、上北郡おいらせ町
- 岩手県・・・全市町村
- 宮城県・・・全市町村
- 福島県・・・全市町村
- 茨城県・・・水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、古河市、結城市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町
- 栃木県・・・宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、足利市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、同郡那珂川町
- 千葉県・・・千葉市、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、山武郡九十九里町、印旛郡酒々井町、同郡栄町、香取郡多古町、同郡東庄町、山武郡横芝光町
- 新潟県・・・十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
- 長野県・・・下水内郡栄村

※2 長期避難世帯とは、被災者生活再建支援法に基づき、津波による住宅浸水率が概ね100%であり、電気、水道、ガス等のライフラインが失われたため、居住困難な状態が長期にわたって継続することが見込まれると認定された世帯です。

※3 原子力発電所の事故に伴い、政府の屋内退避表示の対象となっていた方で、平成23年4月22日に当該指示が解除され、現在は1（2）⑤の指示対象にもなっていない方（いわき市の一部及び田村市の一部に居住されている方が該当）の一部負担金等の免除は、6月30日までに受けた診療等や調剤の分までとなります。